

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当る日に、
日か休日は、
の翌日)

目次

◇告 示

保険医療機関等の指定
国土調査の成果の認証
土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)
保安林の指定予定
公有水面の埋立ての免許
出納長の権限に属する事務の委任

告 示

鳥取県告示第千七百七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政

令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十六年十一月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
大津 医院	倉吉市福吉町一三八九―五	昭和五十六年十月二十六日
那岐 診療所	八頭郡智頭町大字大背 一二〇―一九	昭和五十六年十月二十五日
谷口 歯科医院	鳥取市立川町五丁目 一四一―一二	昭和五十六年十月十六日
松本 医院	鳥取市末広温泉町四〇―一	昭和五十六年十一月一日
新田 外科胃腸科 医院	米子市中島三九二―七七	"
山口 外科医院	米子市夜見町二七八六―四	"
中嶋 医院	境港市相生町四一	"
都田 医院	境港市京町四四	"
木山 歯科医院	米子市富士見町二丁目三一	"
久松 薬局	鳥取市東町三丁目二六四	"
境港市 日曜休日応 急診療所	境港市湊町一	"
やすき 薬局	鳥取市正蓮寺四三 福田ビル三号	"

鳥取県告示第千八百八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

調査を行 つた者の 名称	調査を行 つた時期	成果の名称	調査を行 つた 地域	認 証 年 月 日
佐治村	昭和五十四年度及 び昭和五十五年 度	佐治村（大字津野、 大字高山及び大 字葛谷）の地籍図及 び地籍簿	八頭郡佐治村 大字津野、大 字高山及び大 字葛谷	昭和五十六 年十一月六 日
泊村	昭和五十二年度及 び昭和五十五年 度	泊村（大字石脇の 一部）の地籍図及 び地籍簿	東伯郡泊村大 字石脇の一部	〃

鳥取県告示第千百九号

昭和五十六年十月十二日付けで鳥取市から申請のあつた高草地区第八工区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百十号

昭和五十六年十月十二日付けで関金町から申請のあつた山守地区第二工区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十六年十一月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所
関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百十一号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年十一月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字大谷字西山二一九六の二から二一九六の四まで、二

一九六の八三

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐とする。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千百十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十六年十一月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十六年十月三十一日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

長和瀬漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 埋立区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字長和瀬字村内一〇七二番地一地主公有水面

(二) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 長和瀬漁港防波堤灯台(北緯三五度三一分一〇秒東経一

三三度五八分二五秒)から二一〇度五〇分一八七・〇〇

メートルの地点(以下「A地点」という。)から二九度

二〇分四〇・二〇メートルの地点

2の地点 A地点から三七度三〇分三二・八〇メートルの地点

3の地点 A地点から四一度二〇分三五・二〇メートルの地点

4の地点 A地点から四六度一〇分三五・五〇メートルの地点

5の地点 A地点から八三度二〇分七・三〇メートルの地点

6の地点 A地点から三四六度五〇分七・九〇メートルの地点

(三) 面積

三・二六・一六平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字長和瀬字村内一〇七二番地一地主公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 A地点から二五度〇〇分四五・六〇メートルの地点

イの地点 A地点から六一度五〇分四八・七〇メートルの地点

ウの地点 A地点から一四二度五〇分二〇・六〇メートルの地点

エの地点 A地点から二八〇度二〇分一一・三〇メートルの地点

(三) 面積

一、五〇〇・八八平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

鳥取県告示第千百十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十一条第四項の規定により、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させた。

昭和五十六年十一月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 委任させた事務

昭和五十六年十一月二十九日境港市市民体育館において開催されるハン

ドボール日本リーグ鳥取県大会の入場料の収納事務

二 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局体育保健課

給食係長 安木喜純夫

三 委任期間

昭和五十六年十一月五日から同年十二月五日まで